

法政大学大学院外国語論文掲載料等補助規程

規定第1204号
一部改正 2018年 4月 1日

(趣旨)

第1条 この規程は、法政大学大学院（以下「本大学院」という。）に在籍する学生の国際的な学術研究を奨励し、その研究成果の発表を支援するため、外国発行の学術誌へ外国語論文を掲載する学生に対し必要となる論文掲載料等の経費を補助することを目的とし、その運用に関し必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 補助金の対象者は、本大学院の博士後期課程に在籍する正規学生で、投稿した外国語論文が外国発行の学術誌へ掲載されることが確定した者とする。ただし、以下に該当する学生は本制度の補助対象とはしない。

- (1) 学生交換協定等により海外大学から派遣され、本大学院から特別に学費を減免されている者
 - (2) 休学中に論文を投稿した者
 - (3) 「大学院学生海外留学に関する規程」により当該補助金を受給し留学中の者
- 2 掲載論文が共著に係るときは、本人がファーストオーサー又はコレスポンデンスオーサーの場合に限って補助対象とする。

(補助対象経費)

第3条 補助対象は、論文掲載に係る以下の経費とする。

- (1) 投稿料
 - (2) 掲載料（Web掲載料を含む。）
 - (3) オープンアクセス料
 - (4) 別刷代（WebPDFダウンロード代含む。）
 - (5) その他研究科長会議が適当と認めたもの
- 2 前項の経費に関し、投稿した論文の外国語翻訳又は校正に係る費用については補助対象外とする。

(補助対象期間・件数)

第4条 補助対象となる期間は、当該年度4月1日から本大学院が指定する期日までとし、補助金の申請件数は当該年度1件とする。

(補助金額)

第5条 補助金額は、第3条第1項に定める経費の合計につき、1件あたり10万円を上限として実費支給とする。ただし、申請件数多数の場合は、減額して支給することがある。

(申請手続)

第6条 補助金の申請者は、以下の書類を提出しなければならない。

- (1) 法政大学大学院外国語論文掲載料等補助申請書
- (2) 投稿したことを示す文書
- (3) 掲載決定を示す文書
- (4) 掲載論文別刷1部
- (5) 掲載雑誌の投稿規定（投稿料・掲載料等の金額が分かるもの）
- (6) 第3条第1項に係る費用の支払い証明書（領収書等）

(申請期間)

第7条 前条の申請は、当該年度4月1日から2月末日までの一定期間とする。具体的な申請期間は、年度ごとに募集要項に明示する。

(審査・決定)

第8条 補助金支給者の決定は、研究科長会議の議を経て総長がこれを決定する。

(発表)

第9条 前条により決定された補助金の決定通知は、書面にて行うものとする。

(取消及び返還)

第10条 本大学院は、以下の場合には補助金支給対象者としての決定を取り消し、既に受給した補助金の一部又は全部を大学に返還することを求めることができる。

- (1) 当該年度において退学し、又は除籍されたとき
- (2) 虚偽の申請を行ったとき
- (3) 大学が求める必要書類の提出がなかったとき
- (4) その他、補助金を受給するに値しないと判断される時

(指導教員の役割)

第11条 補助金の申請に関して、当該大学院生を指導する教員は、教育研究上の視点から当該雑誌への外国語論文掲載の意義・教育効果等の所見を申請書所定欄に記載することとする。

(事務)

第12条 この規程に係る業務は、各キャンパスの大学院担当事務局が担当し、大学院事務部がこれを統括する。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、研究科長会議の議を経て総長がこれを決定する。

付 則

- 1 この規程は、2016年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、2018年4月1日から一部改正し施行する。

(追51)